

主な施設基準の届出状況等

- 診療報酬を算定するに当たり、施設基準の届出等が必要となる主なものについて、令和５年までは７月１日現在、令和６年においては８月１日現在の届出状況を取り纏めたものである。
- 現時点の集計値であり、今後修正の可能性がある。
- 届出状況については、地方厚生（支）局において閲覧に供することとしている。

○ 保険医療機関等の推移

		令和４年	令和５年	令和６年
医科医療機関	病院	8,169	8,139	8,075
	診療所	88,636	88,632	88,853
歯科医療機関		69,807	69,182	68,442
薬局		60,607	61,059	61,640

※新型コロナウイルス感染症対応として、簡易な報告により特定集中治療室管理料等を算定している場合については、本来の届出状況をもとに掲載している。

１ 初・再診料関係

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		令和４年	令和５年	令和６年
情報通信機器を用いた診療に係る基準	・ 情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されている	505 4,993	818 7,713	1,305 10,988
機能強化加算	・ 次のいずれかに係る届出を行っている（地域包括診療加算、地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料）等	1,304 13,438	1,289 13,518	1,335 14,133
外来感染対策向上加算	・ 専任の医師、看護師又は薬剤師等を院内感染管理者とする感染防止対策部門を有する診療所 ・ 院内感染に関する研修の定期的な実施 ・ 感染対策向上加算１の医療機関又は地域の医師会によるカンファレンスへの参加 ・ 新興感染症の発生時等に都道府県等の要請を受けて発熱患者の診療等を実施する体制 等	— 16,224	— 17,868	— 25,736

連携強化加算	・ 外対感染対策向上加算の届出 ・ 感染対策向上加算 1 の医療機関に対する感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等についての報告	2 6,734	3 7,468	3 8,094
サーベイランス強化加算	・ 外来感染対策向上加算に係る届出 ・ 地域や全国のサーベイランスへの参加	— 1,130	— 1,359	1 2,333
抗菌薬適正使用体制加算	・ 外来感染対策向上加算に係る届出 ・ 抗菌薬の使用状況のモニタリングが可能なサーベイランスへの参加 等	— —	— —	0 423
医療ＤＸ推進体制整備加算	・ 診療報酬のオンライン請求の実施 ・ オンライン資格確認等システムで取得した診療情報等を活用する体制の確保 等	— —	— —	3,780 33,169
看護師等遠隔診療補助加算	・ へき地医療拠点病院又はへき地診療所の指定 ・ へき地における患者との情報通信機器を用いた診療に係る研修を修了した医師の配置 等	— —	— —	17 47
時間外対応加算	・ 診療時間以外の時間において、患者又はその家族等から電話等により療養に関する意見を求められた場合に、対応できる体制にある ・ 時間外対応の体制に応じて1～4に区分	1 11,321	— 11,354	— 12,576
		2 —	— —	— 1,128
		3 16,005	— 15,943	— 15,324
		4 343	— 364	— 458
地域包括診療加算	・ 診療所において、脂質異常症、高脂血症、糖尿病又は認知症のうち2以上の疾患を有する患者に対して、療養上必要な指導等を行うにつき必要な体制が整備されている	— 5,947	— 5,956	— 6,336

2 入院料等関係
(1) 入院基本料

名称	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段:医療機関数/中段:病棟数/下段:病床数)		
			令和4年	令和5年	令和6年
一般病棟入院基本料	・一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数等に応じて急性期一般入院料1～7及び地域一般入院料1～3に区分		4,661 12,507 575,751	4,575 12,333 570,197	4,470 12,050 558,992
療養病棟入院基本料	・療養病棟における医療区分等に応じて区分		2,947 4,329 205,673	2,886 4,291 202,994	2,793 4,296 200,159
結核病棟入院基本料	・結核病棟における看護実質配置・看護師比率に応じて7対1から20対1に区分		170 170 3,386	169 173 3,564	164 165 3,167
精神病棟入院基本料	・精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて10対1から20対1に区分		1,180 2,543 140,478	1,159 2,462 135,986	1,121 2,369 131,788
特定機能病院入院基本料	・特定機能病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数等に応じて7対1から10対1に区分	一般病棟	87 1,332 58,726	89 1,343 59,432	88 1,322 58,887
		結核病棟	10 10 158	9 9 131	11 11 240
		精神病棟	70 70 2,703	71 71 2,690	68 68 2,532
	・特定機能病院の結核病棟における看護実質配置・看護師比率等に応じて7対1から15対1に区分				
	・特定機能病院の精神病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数等に応じて7対1から15対1に区分				
専門病院入院基本料	・専門病院の一般病棟における看護実質配置・看護師比率、平均在院日数等に応じて7対1から13対1に区分		19 139 6,249	19 131 5,966	18 129 5,590
障害者施設等入院基本料	・児童福祉法に規定する肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設等の一般病棟 ・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟 ・上記について、看護実質配置・看護師比率に応じて7対1から15対1に区分		891 1,505 72,004	886 1,508 72,268	879 1,502 72,117
有床診療所入院基本料	・看護配置等に応じて1～6に区分		(診療所) 4,354 (病床数) 58,420	(診療所) 4,215 (病床数) 56,691	(診療所) 3,951 (病床数) 53,199
有床診療所療養病床入院基本料	・看護配置及び看護補助配置基準を満たしたもの ・患者の医療区分等に応じて区分		(診療所) 392 (病床数) 3,838	(診療所) 355 (病床数) 3,479	(診療所) 305 (病床数) 2,890

(2) 入院基本料等加算

名称	施設基準の概要		届出医療機関数		
			令和4年	令和5年	令和6年
総合入院体制加算	・一般病棟入院基本料を算定する病棟を有する病院 ・急性期医療を行うにつき十分な体制が整備されている ・医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等 ・急性期医療の実績等に応じて1～3に区分	1	15	10	10
		2	103	80	75
		3	139	130	133
急性期充実体制加算 1・2	・全身麻酔による手術が2,000件／年以上（うち、緊急手術 350 件／年以上）等を満たす ・24時間の救急医療を提供している 等 ・手術等に係る実績に応じて1～2に区分	①精神科充実体制加算 ②小児・周産期・精神科充実体制加算	157	223	192
			①加算 1 43	①加算 1 51	① 45
			①加算 2 3	①加算 2 3	② 13
			② —	② —	2 40
					① 0
					② 0
超急性期脳卒中加算	・脳卒中の診療につき十分な経験を有する専任の常勤医師の配置 ・薬剤師が常時配置されている 等		1,081	1,082	1,115
診療録管理体制加算	・診療記録管理を行うに必要な体制、適切な施設及び設備の整備 等 ・診療記録管理者の配置に応じて1～3に区分	1	—	—	784
		2	1,793	1,798	1,288
		3	4,181	4,374	4,513
医師事務作業補助体制加算	・医師の事務作業を補助することに十分な体制が整備 ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等 ・医師事務作業補助者が業務を行う場所等に応じて1及び2に区分	1	2,247	2,292	2,353
		2	893	848	837
急性期看護補助体制加算	・急性期医療を担う病院 ・一日に看護補助を行う看護補助者の数が一定数以上である ・看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等 ・看護補助者の配置基準等に応じて25対1～75対1に区分		2,857	2,848	2,848
看護職員夜間配置加算	・急性期医療を担う病院 ・看護職員の実質配置が12対1以上 ・病院勤務医及び看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等		1,358	1,389	1,471
特殊疾患入院施設管理加算	・重度の肢体不自由児(者)等を概ね7割以上入院させている一般病棟、精神病棟又は有床診療所 ・看護要員の実質配置が10対1以上 等		957	953	943

看護配置加算	・当該病棟において、看護職員の最小必要数の7割以上が看護師である 等		1, 287	1, 303	1, 319
看護補助加算	・当該病棟において、一日に看護補助を行う看護補助者の数が一定数以上である ・看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等		2, 211	2, 154	2, 110
療養環境加算	・1床あたりの平均床面積が8平方メートル以上ある病室 等		3, 464	3, 503	3, 533
重症者等療養環境特別加算	・常時監視を要し、重症者等の看護を行うにつき十分な看護師等の配置 ・個室又は2人部屋の病床であって、重症者等を入院させるのに適したもの 等		2, 440	2, 407	2, 346
療養病棟療養環境加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、必要な器械・器具が具備されている 機能訓練室、適切な施設 ・医療法施行規則に定める医師・看護師等の員数以上の配置 等 ・床面積、廊下幅等に応じて1及び2に区分	1	2, 063	2, 058	2, 057
		2	430	418	410
療養病棟療養環境改善加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室、適切な施設 ・医療法施行規則に定める医師・看護師等の員数以上の配置 ・療養環境の改善に資する計画を策定して報告 等 ・床面積、必要な器械・器具の有無に応じて1及び2に区分	1	323	310	291
		2	35	32	31
診療所療養病床療養環境加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室 ・医療法施行規則に定める医師及び看護師等の員数以上の配置 ・1床あたりの床面積6.4平方メートル以上、廊下幅1.8メートル以上、食堂・談話室の設置 等		268	252	229
診療所療養病床療養環境改善加算	・長期にわたる療養を行うにつき十分な構造設備、機能訓練室 ・療養環境の改善に資する計画を策定して報告 等		55	48	46
緩和ケア診療加算	・緩和ケアに係るチーム(医師2名、看護師及び薬剤師)の設置 ・(財)日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている 等		531	546	555
有床診療所緩和ケア診療加算	・身体症状、精神症状の緩和を担当する常勤医師及び緩和ケアの経験を有する常勤看護師の配置 ・夜間に看護職員を1名以上配置 等		287	297	293
小児緩和ケア診療加算	・身体症状の緩和を担当する専任の常勤医師等で構成される小児緩和ケアに係るチームの設置 ・症状緩和に係るカンファレンスが週1回程度の開催 等		—	—	51
精神科応急入院施設管理加算	・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」により都道府県知事が指定する精神病院 ・医療保護入院のための必要な専用病床の確保 等		433	436	443
精神病棟入院時医学管理加算	・医療法施行規則に定める医師の員数(療養病棟に係るものに限る。)以上の配置 ・当該地域の精神科救急医療体制確保のため整備された精神科救急医療施設 等		193	193	206
精神科地域移行実施加算	・地域移行を推進する部門を設置、組織的に実施する体制が整備 ・当該部門に専従の精神保健福祉士が配置 等		362	369	376
精神科身体合併症管理加算	・当該病棟に専任の内科又は外科の医師が配置 ・精神科以外の診療科の医療体制との連携が取られている病棟 等		1, 122	1, 125	1, 137
精神科リエゾンチーム加算	・精神医療に係る専門的知識を有したチーム(医師、看護師、精神保健福祉士等)の設置 等		247	254	261

依存症入院医療管理加算	・アルコール依存症の診療を行うにつき必要な体制が整備されている		271	277	282
摂食障害入院医療管理加算	・摂食障害の診療を行うにつき必要な体制が整備されている		204	218	229
リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算	・ADL等の維持、向上及び栄養管理等に資する十分な体制が整備されている ・専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士の2名以上の配置 ・専任の常勤管理栄養士の1名以上の配置 等		—	—	98
栄養サポートチーム加算	・栄養管理に係るチーム(医師、看護師、薬剤師、管理栄養士等)の設置 等		1,725	1,806	1,915
医療安全対策加算	・医療安全対策に係る研修を受けた専従の薬剤師、看護師等を医療安全管理者として配置 ・医療安全管理部門を設置し、組織的に医療安全対策を実施する体制を整備 ・当該保険医療機関内に患者相談窓口を設置 等 ・医療安全管理者の専従要件に応じて1及び2に区分	1	1,805	1,806	1,855
		2	2,263	2,294	2,311
	医療安全対策地域連携加算 ・医療安全対策加算1又は2に係る施設基準の届出を行っている ・医療安全対策加算1を算定する他の保険医療機関及び医療安全対策加算2を算定する保険医療機関との連携により、医療安全対策を実施するための必要な体制を整備 ・医療安全管理部門への専任の医師の配置及び連携先保険医療機関の要件に応じて1及び2に区分	1	1,489	1,495	1,530
		2	1,517	1,592	1,593
感染対策向上加算	・感染防止対策部門に、感染制御チーム(医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師)を組織 ・感染対策向上加算を算定する医療機関との合同カンファレンス ・院内の抗菌薬の適正使用を監視するための体制を整備 等 ・新興感染症の発生時等に都道府県等の要請を受けて対応する体制 ・感染制御チームの研修要件等及び新興感染症への体制に応じて1、2及び3に区分	1	1,248	1,300	1,359
		2	1,029	1,156	1,400
		3	2,024	2,056	2,006
患者サポート体制充実加算	・患者からの相談に対する窓口専任の医師、看護師、社会福祉士等1名以上を配置 ・患者のサポート等に関するマニュアルの作成、報告体制の整備、職員への研修等を実施		2,888	2,833	2,846
重症患者初期支援充実加算	・患者サポート体制充実加算の届出 ・特に重篤な患者及びその家族等に対する支援を行う体制		430	515	589
報告書管理体制加算	・医療安全対策加算1又は2の届出を行っている。 ・画像診断管理加算2若しくは3又は病理診断管理加算1若しくは2の届出を行っている。		340	518	564
褥瘡ハイリスク患者ケア加算	・褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた専従の看護師等を褥瘡管理者として配置 ・褥瘡の早期発見及び重症化予防のための総合的な褥瘡管理対策を行う体制の整備 等		833	844	858
ハイリスク妊娠管理加算	・専ら産婦人科又は産科に従事する医師が1名以上配置 等		1,895	1,868	1,844
ハイリスク分娩管理加算	・専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が3名以上配置 ・常勤の助産師が3名以上配置 ・1年間の分娩実施件数が120件以上で、実施件数等を当該保険医療機関に掲示 等		751	751	744
地域連携分娩管理加算	・ハイリスク分娩管理加算の施設基準に該当 ・周産期医療に関する専門の保険医療機関との連携による、分娩べん管理のための十分な体制		65	74	76

精神科救急搬送患者地域連携紹介加算		・精神科救急患者の転院体制について、精神科救急搬送患者地域連携受入加算に係る届出を行っている 保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等		162		160		161	
精神科救急搬送患者地域連携受入加算		・精神科救急患者の転院体制について、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算に係る届出を行っている 保険医療機関との間であらかじめ協議を行っている 等		603		599		598	
呼吸ケアチーム加算		・呼吸ケアチーム（専任の医師、看護師、臨床工学技士、理学療法士）の設置 ・人工呼吸器の離脱のために必要な診療を行うにつき十分な体制が整備されている 等		585		594		610	
術後疼痛管理チーム加算		・麻酔科の標榜 ・手術後の患者の疼痛管理のための十分な体制		27		305		439	
後発医薬品使用体制加算		・後発医薬品の使用を促進するための体制が整備されている 等		1	2,304	1	2,568	1	2,852
				2	1,110	2	951	2	856
				3	861	3	888	3	824
バイオ後続品使用体制加算		・直近1年間におけるバイオ後続品のある先発バイオ医薬品及びバイオ後続品の使用回数の合計が100回を超えること。 等		—		—		468	
病棟薬剤業務実施加算		・病棟ごとに専任の薬剤師が配置されている ・薬剤師が実施する病棟薬剤業務が十分な時間（1病棟1週当たり20時間相当以上）が確保されている 等 ・病棟薬剤師の配置要件等に応じて1及び2に区分		1	1,990	1	2,010	1	2,072
				薬剤業務向上加算		薬剤業務向上加算		薬剤業務向上加算	
					—		—		5
				2	538	2	544	2	572
データ提出加算		・診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関 等		5,770		5,968		6,332	
入退院支援加算		・入退院支援部門の設置 ・入退院支援部門及び各病棟の看護師・社会福祉士、連携機関の要件等に応じて1～3に区分		1	2,557	1	3,011	1	3,134
				2	2,032	2	1,685	2	1,553
				3	147	3	149	3	4
	入院時支援加算	・入退院支援部門に入院前支援を行う者（専従の看護師又は専任の看護師及び社会福祉士）を配置 等		2,702		2,706		2,689	
精神科入退院支援加算		・入退院支援及び地域連携業務を担う部門の設置 ・入退院支援等に専従する看護師等の当該加算の算定対象となっている各病棟への専任での配置 等		—		—		235	
医療的ケア児（者）入院前支援加算		・直近1年間の医療的ケア判定スコア16点以上の医療的ケア児（者）の入院患者数が10件以上		—		—		195	

認知症ケア加算	・認知症症状を考慮した看護計画を作成・実施し、定期的にその評価を行う ・認知症ケアチームの設置や研修を修了した看護師の配置等に応じて1～3に区分	1	774	1	803	1	835
		2	1,034	2	1,131	2	1,288
		3	2,213	3	2,166	3	2,066
せん妄ハイリスク患者ケア加算	・急性期一般入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る）、救命救急入院料等を算定している ・せん妄のリスク因子の確認のため及びせん妄のハイリスク患者に対するせん妄対策のためのチェックリストを作成している	2,884		2,927		2,986	
精神疾患診療体制加算	・病床数が100床以上で、内科、外科を標榜し、当該診療科に係る入院医療を提供している ・救急医療を行うにつき必要な体制が整備されている 等	893		906		924	
精神科急性期医師配置加算	・入院患者数と常勤医師数の比が16対1以上 等	476		503		509	
排尿自立支援加算	・専任の常勤看護師等からなる排尿ケアチームが設置されている ・排尿ケアに関するマニュアルを作成し、院内研修を実施すること 等	963		1,015		1,097	
地域医療体制確保加算	・救急用自動車等による搬送件数が、年間2,000件以上であること ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されていること 等	1,053		1,124		1,169	
協力対象施設入所者入院加算	・介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホームからの協力医療機関としての指定 ・24 時間連絡を受ける担当者の指定及び介護保険施設等への連絡先等の提供 等	—		—		841	

(3) 特定入院料

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：医療機関数／下段：病床数)					
		令和4年		令和5年		令和6年	
救命救急入院料	・救命救急センターを有する病院 ・重篤な救急患者に対する医療を行うにつき必要な医師及び看護師の常時配置 ・重篤な救急患者に対する医療を行うにつき十分な専用施設、医師の配置等に応じて1～4に区分	1	188 3,640	1	188 3,640	1	181 3,523
		2	22 167	2	22 167	2	17 128
		3	79 1,573	3	79 1,573	3	81 1,626
		4	82 906	4	82 906	4	70 819
早期離床・リハビリテーション加算	・早期離床・リハビリテーションに係るチームの設置 ・早期離床・リハビリテーションに関するプロトコルの整備 等	124		161		159	
早期栄養介入管理加算	・早期の経口移行・維持及び低栄養の改善等につながる栄養管理の実施 等	82		116		127	
特定集中治療室管理料	・集中治療を行う専任の医師を常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等 ・集中治療を行うにつき必要な医師の常時配置及び看護配置等に応じて1～6に区分	1	159 1,656	1	168 1,771	1	148 1,671
		2	80 927	2	87 973	2	83 968
		3	329 2,317	3	320 2,300	3	122 963
		4	54 497	4	49 456	4	24 284
		5	— —	5	— —	5	227 1,514
		6	— —	6	— —	6	41 333
早期離床・リハビリテーション加算	・早期離床・リハビリテーションに係るチームの設置 ・早期離床・リハビリテーションに関するプロトコルの整備 等	387		426		446	
早期栄養介入管理加算	・早期の経口移行・維持及び低栄養の改善等につながる栄養管理の実施 等	348		393		399	

ハイケアユニット入院医療管理料	・常時、入院患者数と看護師数の比が4対1以上 ・特定集中治療室に準じる設備 等 ・重症度等を満たしている患者の割合に応じて1及び2に区分	1	643 6,327	679 6,628	710 6,974	
		2	37 363	35 349	32 332	
	早期離床・リハビリテーション加算	・早期離床・リハビリテーションに係るチームの設置 ・早期離床・リハビリテーションに関するプロトコルの整備 等		141	194	217
早期栄養介入管理加算	・早期の経口移行・維持及び低栄養の改善等につながる栄養管理の実施 等		172	239	264	
脳卒中ケアユニット入院医療管理料	・病院の治療室を単位とし、治療室の病床数は30床以下 ・脳卒中ケアユニット入院医療管理を行うにつき必要な医師の常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が3対1以上 等		203 1,667	207 1,734	211 1,799	
	早期離床・リハビリテーション加算	・早期離床・リハビリテーションに係るチームの設置 ・早期離床・リハビリテーションに関するプロトコルの整備 等		20	24	25
	早期栄養介入管理加算	・早期の経口移行・維持及び低栄養の改善等につながる栄養管理の実施 等		53	70	77
小児特定集中治療室管理料	・小児集中治療を行う専任の小児科の医師を常時配置 ・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な体制及び専門施設 等		16 161	16 161	13 144	
	早期離床・リハビリテーション加算	・早期離床・リハビリテーションに係るチームの設置 ・早期離床・リハビリテーションに関するプロトコルの整備 等		5	7	7
	早期栄養介入管理加算	・早期の経口移行・維持及び低栄養の改善等につながる栄養管理の実施 等		1	3	3
新生児特定集中治療室管理料	・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上 ・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等 ・医師配置や新生児の受入実績等に応じて1及び2に区分	1	75 731	78 740	50 515	
		2	153 909	148 899	185 1,259	
新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料	・新生児特定集中治療室管理料1又は新生児集中治療室管理料を届け出ている治療室の病床を単位 ・専任の医師の常時、当該治療室内への勤務 ・常勤の臨床工学技士1名以上の配置と、緊急時には常時対応できる体制の確保 等		—	—	21 247	
総合周産期特定集中治療室管理料	・集中治療を行うにつき必要な医師等の常時配置		133	134	126	
	・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が3対1以上	母体・胎児集中治療室管理料	(病床数) 841	(病床数) 851	(病床数) 794	
	・集中治療を行うにつき十分な専用施設 等	新生児集中治療室管理料	(病床数) 1,771	(病床数) 1,780	(病床数) 1,593	
新生児治療回復室入院医療管理料	・新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき必要な小児科の専任の医師の常時配置 ・常時、入院患者数と助産師又は看護師の数の比が6対1以上 ・新生児治療回復室入院医療管理を行うにつき十分な構造設備 等		203 2,972	208 3,086	210 3085	
一類感染症患者入院医療管理料	・常時、入院患者数と看護師数の比が2対1以上 等		33 103	33 103	33 103	

特殊疾患入院医療管理料	・ 脊髄損傷等の重度障害者等を概ね8割以上入院させている病室 ・ 看護要員の実質配置が10対1以上 ・ 病棟における5割以上が看護職員（うち2割以上が看護師） 等			32 424	27 384	26 440
地域包括医療病棟入院料	・ 看護要員の実質配置が10対1以上 ・ 当該病棟における専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士の2名以上の配置 等			—	—	49 2, 045
小児入院医療管理料	・ 特定機能病院以外の病院で小児科を標榜している病院 ・ 医療法施行規則に定める医師の員数以上の配置 等 ・ 常勤医師数、平均在院日数及び看護配置等に応じて1～5に区分	1	81 5, 373	81 5, 334	82 5, 021	
		2	181 5, 990	182 6, 180	176 6, 031	
		3	80 1, 876	73 1, 729	133 2, 997	
		4	387 8, 026	383 8, 092	333 6, 737	
		5	167 —	162 —	156 —	
回復期リハビリテーション 病棟入院料	・ 病棟における回復期リハビリテーションの必要性の高い患者が8割以上入院 ・ 看護補助者の実質配置が30対1以上 等 ・ 看護実質配置、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士等の配置、新規入院患者のうち重症の患者の割合、在宅復帰率、リハビリテーションの効果に係る実績指数等に応じて1～5に区分	1	一般	(病床数) 938	(病床数) 962	(病床数) 1, 009
			療養	(病床数) 27, 929	(病床数) 29, 634	(病床数) 30, 975
		2	一般	(病床数) 193	(病床数) 189	(病床数) 179
			療養	(病床数) 34, 127	(病床数) 35, 162	(病床数) 36, 378
		3	一般	(病床数) 193	(病床数) 189	(病床数) 179
			療養	(病床数) 3, 315	(病床数) 3, 788	(病床数) 3, 497
		4	一般	(病床数) 7, 056	(病床数) 6, 101	(病床数) 6, 417
			療養	(病床数) 332	(病床数) 340	(病床数) 323
		5	一般	(病床数) 6, 928	(病床数) 6, 685	(病床数) 6, 646
			療養	(病床数) 7, 642	(病床数) 7, 835	(病床数) 7, 056
		6	一般	(病床数) 64	(病床数) 62	(病床数) 73
			療養	(病床数) 869	(病床数) 680	(病床数) 1, 046
7	一般	(病床数) 1, 797	(病床数) 2, 023	(病床数) 2, 007		
	療養	(病床数) 33	(病床数) 67	(病床数) 41		
8	一般	(病床数) 593	(病床数) 1, 585	(病床数) 984		
	療養	(病床数) 598	(病床数) 1, 102	(病床数) 704		
9	一般	(病床数) 11	(病床数) —	(病床数) —		
	療養	(病床数) 233	(病床数) —	(病床数) —		
10	一般	(病床数) 207	(病床数) —	(病床数) —		
	療養	(病床数) —	(病床数) —	(病床数) —		

地域包括ケア病棟入院料及び地域包括ケア入院医療管理料		・専従の常勤理学療法士、常勤作業療法士又は常勤言語聴覚士1名以上 ・入退院支援及び地域連携業務を担う部門を設置している ・疾患別リハビリテーション又はがん患者リハビリテーションの届出をしている ・看護職員の実質配置が13対1以上 等 ・在宅復帰率、地域包括ケアに関する実績等に応じて1～4に区分	1	一般	1,412	1,499	1,510
			1	療養	45,482	48,397	52,293
			2	一般	6,304	6,705	7,163
			2	療養	1,156	1,143	1,109
			2	一般	38,258	37,253	36,063
			2	療養	4,721	5,491	5,108
			3	一般	36	34	28
			3	療養	870	816	720
			4	一般	121	74	22
			4	療養	66	44	41
	看護職員夜間配置加算	・夜勤を行う看護職員が16対1以上 等	1	一般	1,264	870	764
			1	療養	344	311	202
特殊疾患病棟入院料		・看護要員の実質配置(5割以上が看護職員)が10対1以上 ・看護職員の2割以上が看護師 等 ・該当患者の症状等に応じて1及び2に区分	1	一般	39	38	42
			1	療養	1,733	1,758	1,805
緩和ケア病棟入院料		・末期の悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の罹患患者が入院 ・看護師の実質配置が7対1以上 等	2	一般	102	102	97
			2	療養	5,287	5,356	5,141
精神科救急急性期医療入院料		・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 ・入院患者数と常勤医師数の比が16対1以上 ・当該病棟に1名以上且つ当該医療機関に4名以上の精神保健指定医の配置 ・看護師の実質配置が10対1以上 ・精神科救急医療施設 等	1	一般	107	110	113
			1	療養	7,958	8,062	8,107
	看護職員夜間配置加算	・夜勤を行う看護職員が16対1以上 ・行動制限最小化委員会の設置 等	2	一般	241	251	260
			2	療養	4,937	5,119	5,308
		・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 ・入院患者数と常勤医師数の比が16対1以上 ・当該病棟に1名以上且つ当該医療機関に4名以上の精神保健指定医の配置 ・看護師の実質配置が10対1以上 ・精神科救急医療施設 等	1	一般	219	215	212
			1	療養	4,250	3,994	3,925
精神科救急急性期医療入院料		・急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 ・医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 ・入院患者数と常勤医師数の比が16対1以上 ・当該病棟に1名以上且つ当該医療機関に4名以上の精神保健指定医の配置 ・看護師の実質配置が10対1以上 ・精神科救急医療施設 等	1	一般	173	176	179
			1	療養	10,875	11,113	11,504
	看護職員夜間配置加算	・夜勤を行う看護職員が16対1以上 ・行動制限最小化委員会の設置 等	2	一般	97	96	91
			2	療養	5,919	5,658	4,609

精神科急性期治療病棟入院料	- 急性期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 - 精神科救急医療施設 - 医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 - 当該病棟に1名以上かつ当該医療機関に2名以上の精神保健指定医の配置 等 - 看護配置等に応じて1及び2に区分	1	367 16,560	365 16,517	370 16,557
		2	9 329	7 298	8 346
精神科救急・合併症入院料	- 救命救急センターを有する病院 - 当該医療機関に精神科医5名以上且つ当該病棟に精神保健指定医3名以上の配置 - 看護師の実質配置が10対1以上 等		11 390	11 390	13 528
看護職員夜間配置加算	- 夜勤を行う看護職員が16対1以上 - 行動最小化委員会の設置 等		11 390	11 390	13 528
児童・思春期精神科入院医療管理料	20歳未満の精神疾患を有する患者を概ね8割以上入院させる病棟又は治療室 - 小児医療及び児童・思春期の精神医療の経験を有する常勤医師が2名以上配置(うち1名以上は精神保健指定医) - 看護師の実質配置が10対1以上 等		50 1,690	53 1,776	53 1,777
精神療養病棟入院料	- 長期の精神疾患患者を入院させる精神病棟 - 医療法施行規則に定める医師、看護師及び准看護師の員数以上の配置 等		808 88,399	806 87,343	800 85,180
精神保健福祉士配置加算	- 当該病棟に1名以上の専従の精神保健福祉士の配置 - 退院支援部署の設置及び1名以上の専従の精神保健福祉士の配置 等		21 1,551	16 1,309	9 930
認知症治療病棟入院料	- 当該病棟において、看護職員の最小必要数の2割以上が看護師 等 - 看護配置等に応じて1及び2に区分	1	554 38,590	558 39,132	562 39,755
		2	3 220	4 270	3 200
精神科地域包括ケア病棟入院料	- 精神科救急急性期医療入院料を算定する病床数が120床以下 - 精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料又は精神科地域包括ケア病棟入院料を算定する病床数の合計が200床以下 等		—	—	24 1,072
特定一般病棟入院料	- 医療資源の少ない地域に属する保険医療機関において1病棟で構成 - 看護実質配置・看護師比率、平均在院日数に応じて1及び2に区分	1	3 96	3 138	3 138
		2	2 79	2 79	2 92
地域移行機能強化病棟入院料	1年以上の長期入院患者等を入院させる精神病棟 - 看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び看護補助者を15:1以上で配置 - 月当たり、届出病床数の1.5%以上の数の長期入院患者が退院 1年当たり届出病床数の5分の1以上の数の精神病床が減少 等		27 1,129	25 743	16 567
特定機能病院リハビリテーション病棟入院料	- 特定機能病院であること。 - 病棟における回復期リハビリテーションの必要性の高い患者が8割以上入院 等		1 20	3 128	3 128

3 短期滞在手術等基本料

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		令和4年	令和5年	令和6年
短期滞在手術等基本料 1	・短期滞在手術等を行うための体制、回復室の確保、看護配置 等	246	335	445
		2,047	3,132	4,543

4 医学管理等

名称	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
			令和４年	令和５年	令和６年
ウイルス疾患指導料注２	・専任の医師、専任の看護師、専任の薬剤師の配置 ・当該療法を行うにつき十分な体制及び構造設備　等		129 3	148 3	156 2
外来栄養食事指導料の注２	・専用のベッド等が配置された治療室の設置 ・専任の常勤管理栄養士の1名以上の配置　等		644 1	654 1	652 1
外来栄養食事指導料の注３	・悪性腫瘍の患者の栄養管理に係る専門の研修を修了し、十分な経験を有する専任の常勤管理栄養士の配置		335 1	365 0	376 4
喘息治療管理料	・専任の看護師又は准看護師の常時1人以上配置 ・喘息治療管理を行うにつき必要な器械・器具の具備、緊急時の入院体制の確保　等		240 367	238 359	237 388
糖尿病合併症管理料	・糖尿病足病変の指導を担当する専任の常勤医師配置 ・糖尿病足病変の指導を担当する専任の看護師配置　等		1,695 1,117	1,701 1,217	1,726 1,394
がん性疼痛緩和指導管理料	・緩和ケアを担当する医師(緩和ケアに係る研修を受けたものに限る。)が配置されている		3,166 4,903	3,176 5,264	3,250 5,858
難治性がん性疼痛緩和指導管理加算	・高エネルギー放射線治療の届出 ・神経ブロック（神経破壊剤、高周波凝固法又はパルス高周波法使用）の年間10例以上の実施　等		—	—	84 0
がん患者指導管理料	・がん患者に対して指導管理を行うにつき十分な体制が整備されている ・指導内容・職種等に応じてイ～ニに区分	イ	1,379 95	1,343 77	1,350 84
		ロ	1,375 90	1,368 90	1,369 95
		ハ	895 15	910 15	924 17
		ニ	716 49	762 60	802 77
外来緩和ケア管理料	・身体症状の緩和を担当する医師、精神症状の緩和を担当する医師、緩和ケアに関する担当の経験を有する看護師及び薬剤師の設置　等		439 1	455 1	468 1
移植後患者指導管理料	・臓器・造血幹細胞移植に係るチーム（医師、看護師、薬剤師）の設置 ・移植医療に特化した専門外来の設置　等		338 5	345 4	350 5

糖尿病透析予防指導管理料	・透析予防診療チーム（医師、看護師又は保健師、管理栄養士）の設置 ・糖尿病教室を定期的実施すること等により、糖尿病について患者及びその家族に対して説明 等		1,330 353	1,326 376	1,326 480
小児運動器疾患指導管理料	・整形外科の診療に従事した経験を5年以上有し小児の運動器疾患に係る研修を修了した 常勤の医師1名以上の配置 ・当該保健医療機関に小児運動器疾患の診断・治療に必要な単純撮影体制の整備		740 1,898	774 2,079	790 2,313
乳腺炎重症化予防ケア・指導料	・乳腺炎の重症化及び再発予防の指導、乳房に係る疾患の診療の経験を有する医師の配置 ・乳腺炎及び母乳育児のケア・指導経験を有し、助産に関する専門の知識等を有する助産師の配置		779 595	769 619	771 696
婦人科特定疾患治療管理料	・婦人科疾患の診療を行うにつき十分な経験を有する医師の配置		1,112 2,490	1,108 2,583	1,125 2,716
腎代替療法指導管理料	・診療経験を有する専任の常勤医師や常勤看護師が連携して診療を行う体制があること 等		398 77	423 81	452 85
一般不妊治療管理料	・当該保険医療機関において、不妊症患者に係る診療を年間20例以上実施していること 等		477 1,534	466 1,595	446 1,665
生殖補助医療管理料	・配偶子・胚の管理に係る責任者の配置 ・日本産科婦人科学会の体外受精・胚移植に関する登録施設であること ・培養を行う設備、安全管理を行う体制の整備 等 ・患者からの相談に対応する専任の担当者の配置等の有無に応じて1及び2に区分	1	140 254	141 270	143 284
		2	30 188	27 182	28 177
		1	1,555 －	1,899 －	2,003 16
		2	1,265 －	1,614 －	1,756 0
二次性骨折予防継続管理料	・骨粗鬆症の診療を行うにつき十分な体制 ・骨粗鬆症の診療を担当する医師、看護師及び薬剤師が適切に配置されていること ・1については、一般病棟入院基本料等に係る届出を行っている保険医療機関 ・2については回復期リハビリテーション病棟又は地域包括ケア病棟入院料に係る届出 を行っている保険医療機関	2	1,738 1,378	2,262 2,473	2,463 3,417
		3			
下肢創傷処置管理料	・当該療養の十分な経験を有する整形外科、形成外科、皮膚科、外科、心臓血管外科又は循環器内科を する常勤医師の配置 ・その他当該療養を行うにつき必要な体制		46 11	1,008 1,213	1,125 1,456
慢性腎臓病透析予防指導管理料	・透析予防診療チームの設置 ・腎臓病について患者及びその家族に対しての説明		－	－	616 398
地域連携小児夜間・休日診療料	・当該保険医療機関を主たる勤務先とする小児科担当医師と別の保険医療機関を主たる 勤務先とする小児科担当医師との連携体制 等 ・医師の配置、24時間診療体制の有無に応じて1及び2に区分	1	69 309	67 317	68 338
		2	93 1	93 1	90 1
地域連携夜間・休日診療料	・夜間、休日において救急患者を診療できる体制を有している 等		140 107	141 110	143 125
院内トリアージ実施料	・専任の医師又は救急医療に関する3年以上の経験を有する専任の看護師の配置 ・院内トリアージの実施基準を定め、定期的に見直し 等		1,367 201	1,382 254	1,414 384

救急搬送看護体制加算	・ 救急患者の受け入れへの対応に係る専任の看護師の配置 ・ 救急外来への搬送件数、看護師の配置数に応じて 1 及び 2 に区分	1	964 —	987 —	1, 027 —
		2	931 14	926 17	905 19
外来放射線照射診療料	・ 放射線治療医、看護師、診療放射線技師、医療機器安全管理等を担当する技術者の配置 ・ 合併症発生等、緊急時に放射線治療医が対応できる連絡体制の確保		497 16	516 18	519 17
地域包括診療料	・ 許可病床200床未満の病院又は診療所において、脂質異常症、高脂血症、糖尿病又は認知症のうち 2以上の疾患を有する患者に対して、療養上必要な指導等を行うにつき必要な体制が整備されている		48 228	51 226	55 237
小児かかりつけ診療料	・ 小児科又は小児外科を専任する常勤の医師が配置されている ・ かかりつけ医として療養上必要な指導等を行うにつき必要な体制が整備されている 等 ・ 時間外対応体制に応じて1及び2に区分	1	— 1, 865	— 1, 922	— 2, 082
		2	5 282	6 324	8 397
外来腫瘍化学療法診療料	・ 必要な機器及び十分な専用施設 等 ・ 専任の常勤医師の有無等に応じて1～3に区分	1	1, 578 36	1, 607 21	1, 585 16
		2	299 23	336 44	378 34
		3	— —	— —	24 21
がん薬物療法体制充実加算	・ 外来腫瘍化学療法診療料 1 に係る届出 ・ 化学療法に係る調剤の経験を 5 年以上有するなどの条件を満たす専任の常勤薬剤師の配置 等		—	—	518 3
外来データ提出加算	・ 診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されている ・ データ提出加算に係る届出を行っていない保険医療機関である		—	—	0 100
ニコチン依存症管理料	・ 禁煙治療の経験を有する医師、専任の看護職員の配置 ・ 医療機関の敷地内禁煙 等		2, 661 14, 569	2, 597 14, 349	2, 474 14, 048
開放型病院共同指導料	・ 当該病院の存する地域の全ての医師、歯科医師の利用の為に開放され、専用の病床を有する病院 等	(病院数)	963	963	969
ハイリスク妊産婦共同管理料 (I)	・ 産科又は産婦人科を標榜する保険医療機関である ・ 年間分娩件数、ハイリスク分娩管理を共同で行う保険医療機関の名称等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示している 等		252 699	249 686	248 671
がん治療連携計画策定料	・ がん診療連携の拠点となる病院又はそれに準じる病院である ・ 当該地域において当該病院からの退院後の治療を担う複数の保険医療機関を記載した地域連携診療計画をあらかじめ作成している 等	(病院数)	715	715	715
がん治療連携指導料	・ がん治療連携計画策定料を算定する病院の紹介を受けて、当該地域連携診療計画の対象となる患者に対して、当該地域連携診療計画に基づいた治療を行うことができる体制が整備されている 等		3, 464 23, 394	3, 462 23, 566	3, 445 23, 712
外来排尿自立指導料	・ 専任の常勤看護師等からなる排尿ケアチームが設置されている 等		873 3	896 4	935 4
ハイリスク妊産婦連携指導料 ¹	・ 精神疾患を有する妊産婦の診療について十分な実績を有している 等		387 291	395 294	404 300

ハイリスク妊産婦連携指導料2	・精神疾患を有する妊産婦の診療について十分な実績を有している 等		268 158	275 166	278 170
肝炎インターフェロン治療計画料	・肝疾患に関する専門の保険医療機関である ・肝炎インターフェロン治療を行うにつき十分な経験を有する専任の医師が配置されている 等		1,202 657	1,184 654	1,159 657
こころの連携指導料（I）	・精神科又は心療内科を標榜する保険医療機関との連携体制を構築 等		44 360	55 367	72 442
こころの連携指導料（II）	・精神科又は心療内科を標榜する保険医療機関である ・精神保健福祉士が1名以上配置		516 335	557 383	594 420
プログラム医療機器等指導管理料	・ニコチン依存症管理料の注1に規定する基準を満たしている（ニコチン依存症治療補助アプリ） ・高血圧症診療に係る専門施設であるとの関係学会からの認定等（高血圧症治療補助アプリ）		—	—	94 1,275
薬剤管理指導料	・薬剤師の配置 ・医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設 等		5,311 23	5,285 24	5,270 30
地域連携診療計画加算	・地域連携診療計画が作成され、一連の治療を担う連携保険医療機関等と共有されている 等		587 1,071	604 1,112	609 1,190
検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料	・患者の医療情報に関する電子的な送受信又は閲覧が可能なネットワークを構築する 等		1,000 3,225	1,018 3,319	1,054 3,528
医療機器安全管理料	・生命維持装置等の医療機器管理等を行う常勤臨床工学技士が1名以上配置 ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 等 ・臨床工学技士、医師配置等に応じて1及び2に区分	1	2,741 345	2,750 350	2,774 359
		2	561 18	572 18	576 19
精神科退院時共同指導料 1及び2	・精神科退院時共同指導を行うにつき十分な体制の整備		370 159	378 174	388 195

5 在宅医療

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		令和4年	令和5年	令和6年
往診料の注10に規定する介護保険施設等連携往診加算	・介護老人保健施設、介護医療院及び特別養護老人ホームからの協力医療機関としての指定 ・24時間連絡を受ける担当者の指定及び介護保険施設等への連絡先等の提供 等	—	—	264 775
在宅医療DX情報活用加算	・電子情報処理組織を使用した診療報酬の請求 ・オンライン資格確認を行う体制の確保 等	—	—	230 4,191
在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料	・診療所又は許可病床数が200床未満の病院 ・在宅医療の調整担当者が1名以上配置されている 等	2,375 23,341	2,494 23,512	2,575 23,870
在宅データ提出加算	・診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されている ・データ提出加算に係る届出を行っていない保険医療機関である	—	—	0 142
在宅時医学総合管理料の注14に規定する基準	・直近3月間における特別の関係にある保険医療機関を含む訪問診療回数の合算が2,100回未満。 ・直近1年間の在宅における看取りの実績が20件以上又は重症児の十分な診療実績等 等	—	—	2 2
在宅医療情報連携加算	・在宅での療養を行っている患者の診療情報等の他の保険医療機関等とのICTを用いた共有等 ・患者の診療情報等を共有している連携機関（特別の関係にあるものを除く）数が5以上 等	—	—	118 2,228
在宅がん医療総合診療料	・在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に係る施設基準の届出を行っている ・在宅末期医療を提供するにつき必要な体制の整備、緊急時の入院体制の整備 等	901 12,252	954 12,023	993 12,287
救急搬送診療料の注4に規定する重症患者搬送加算	・重症患者の搬送を行うにつき十分な体制	62 —	60 —	62 0
救急患者連携搬送料	・救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる救急搬送件数が、年間で2,000件以上 ・受け入れ先の候補となる保険医療機関のリストの作成	—	—	274 0
在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注2	(緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問させるものに限る) ・緩和ケア等に係る専門の研修を受けた看護師が配置されている 等	924 82	951 91	960 117
在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注15に規定する訪問看護・指導体制充実加算	・24時間訪問看護の提供が可能な体制を確保している ・訪問看護・指導に係る相当の実績を有している	29 126	29 130	29 132
在宅患者訪問看護・指導料及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注16に規定する専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師の配置	109 27	134 54	155 71
訪問看護医療DX情報活用加算	・電子情報処理組織を使用した診療報酬の請求 ・オンライン資格確認を行う体制の確保 等	—	—	39 220
遠隔死亡診断補助加算	・情報通信機器を用いて主治医の死亡診断の補助を行うにつき、情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師の配置	—	—	1 8
在宅療養後方支援病院	・許可病床数が200床以上の病院 ・在宅療養後方支援を行うにつき十分な体制が整備されている	(病院数) 444	(病院数) 576	(病院数) 613
在宅患者訪問褥瘡管理指導料	・常勤の医師、保健師・助産師・看護師又は准看護師及び管理栄養士の3名で構成された在宅褥瘡対策チームが設置されている 等	124 128	121 132	114 131

在宅血液透析指導管理料	・在宅血液透析に係る医療を提供するにつき必要な体制が整備されている		132 178	131 187	133 197
在宅植込型補助人工心臓 （非拍動流型）指導管理料	・植込型補助人工心臓（非拍動流型）に係る施設基準に適合していること ・関係学会から認定され、その旨が広く周知された施設であること		61 0	68 0	70 0
在宅腫瘍治療電場療法指導 管理料	・在宅腫瘍治療電場療法を行うにつき十分な体制が整備されている ・膠芽腫の治療の経験を過去5年間に5例以上有すること 等		331 0	360 0	380 0
在宅経肛門的自己洗腸指導 管理料	・経肛門的自己洗腸の指導を行うにつき十分な体制が整備されていること		115 12	130 15	140 19
在宅療養支援診療所	・24時間連絡及び往診可能な体制 ・他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供 可能な体制 等 ・常勤医師数、緊急往診件数、看取り件数等に応じて区分	機能強化型在宅療養支援診療所 （単独型）	244	262	273
		機能強化型在宅療養支援診療所 （連携型）	3,630	3,858	4,173
		在宅療養支援診療所	11,390	10,635	10,859
在宅療養支援病院	・24時間連絡及び往診可能な体制 ・他の保険医療機関及び訪問看護ステーションと連携及び情報提供 可能な体制 等 ・常勤医師数、緊急往診件数、看取り件数等に応じて区分	機能強化型在宅療養支援病院 （単独型）	267	293	342
		機能強化型在宅療養支援病院 （連携型）	454	489	528
		在宅療養支援病院	973	1,239	1,264
持続血糖測定器加算（間歇注入シリ ンジポンプと連動する持続血糖測定 器を用いる場合）及び皮下連続式グ ルコース測定	・専門の知識及び5年以上の経験を有する常勤医師配置 ・持続皮下インスリン注入療法を行っていること 等		1,068 541	1,084 591	1093 649
持続血糖測定器加算（間歇注入シリ ンジポンプと連動しない持続血糖測 定器を用いる場合）	・専門の知識及び5年以上の経験を有し、持続血糖測定器に係る適切な研修を修了した常勤医師配置 ・2年以上の経験を有し、持続血糖測定器に係る適切な研修を修了した常勤看護師又は薬剤師の配置 等		434 222	505 294	529 353

6 検査

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		令和4年	令和5年	令和6年
遺伝学的検査の注1に規定する施設基準	・関係学会の作成する遺伝学的検査の実施に関する指針を遵守する	921 112	1,013 135	1,100 172
遺伝学的検査の注2に規定する施設基準	・遺伝学的検査の注1に規定する施設基準に係る届出 ・臨床遺伝学の診療に係る経験を5年以上有する常勤の医師が1名以上の配置 等	—	—	16 0
染色体検査の注2に規定する基準	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	139 115	169 153	182 180
骨髄微小残存病変量測定	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制 等	271 1	292 1	328 1
BRCA1／2遺伝子検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	1,079 103	1,174 132	1,225 156
がんゲノムプロファイリング検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	233 0	249 0	266 0
角膜ジストロフィー遺伝子検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	9 0	12 0	13 0
先天性代謝異常症検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	523 10	560 11	605 14
抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている	80 1	84 1	87 1
抗HLA抗体(スクリーニング検査・抗体特異性同定検査)	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている	144 1	145 1	146 1
HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)	・当該検査を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	1,362 3,523	1,350 3,560	1,346 3,579
ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(SARS-CoV-2核酸検出を含まないもの)	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	166 0	240 0	315 0
ウイルス・細菌核酸多項目同時検出(髄液)	・感染症に係る診療を専ら担当する常勤医師又は臨床検査を専ら担当する常勤医師の1名以上の配置 ・小児科、脳神経内科、脳神経外科又は救急医療の経験を5年以上有する常勤医師の1名以上の配置	—	—	282 0

検体検査管理加算	・院内検査を行っている病院、診療所 等 ・臨床検査を担当する常勤医師の有無、常勤臨床検査技師の配置に応じて1～4に区分		1	2,416 395	2,422 401	2,398 416
			2	2,433 62	2,461 60	2,477 63
			3	29 0	31 0	31 0
			4	770 1	765 1	779 1
国際標準検査管理加算	・国際標準化機構が定めた臨床検査に関する国際規格に基づく技術能力の認定を受けている			226 1	234 1	252 1
遺伝カウンセリング加算	・遺伝カウンセリングを要する治療に係る十分な経験を有する常勤医師が配置			398	470	513
	・患者又はその家族に対して、カウンセリングの内容が文書交付され、説明がなされている			97	121	141
遺伝性腫瘍カウンセリング加算	・がんゲノム医療中核拠点病院、がんゲノム医療拠点病院又はがんゲノム医療連携病院であること			225 0	242 0	257 0
心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算	・当該検査を行うにつき十分な専用施設 ・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等			642 1	636 1	629 1
胎児心エコー法	・当該検査を行うにつき十分な体制			367	366	368
	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等			53	55	55
人工臓器検査、人工臓器療法	・当該検査を行うにつき十分な専用施設			85	86	86
	・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等			1	1	1
長期継続頭蓋内脳波検査	・当該検査を行うにつき十分な専用施設		(病院数)		(病院数)	(病院数)
	・当該検査を行うにつき必要な医師及び看護師の配置 等			324	321	319
長期脳波ビデオ同時記録検査 1	・当該検査を行うにつき十分な体制			41	44	46
	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等			0	0	0
単線維筋電図	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置			86	94	100
	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等			2	2	2
光トポグラフィー（減算対象外）	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設			34	33	32
	・一定割合以上、別の保険医療機関からの依頼により検査を実施 等			0	0	0
脳磁図	・当該検査を行うにつき十分な機器、施設 ・当該検査を行うにつき十分な体制 等	自発活動を測定するもの		9 0	9 0	9 0
		その他のもの		24 3	22 3	22 3
終夜睡眠ポリグラフィー（安全精度管理下で行うもの）	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置			37	41	40
	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等			34	35	36
脳波検査判断料 1	・当該検査を行うにつき十分な体制			218	233	255
	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等			17	17	18
遠隔脳波診断	・当該検査を行うにつき十分な体制			13	13	13
	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等			6	7	7

神経学的検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	1,487 1,568	1,471 1,610	1,479 1,689
補聴器適合検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な装置・器具 等	324 499	327 518	341 537
黄斑局所網膜電図	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	64 16	64 18	66 22
全視野精密網膜電図	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	136 102	147 131	163 158
コンタクトレンズ検査料1	・当該保険医療機関を受診した患者のうち、コンタクトレンズに係る検査を実施した患者の割合が3割未満である 等	918 6,370	907 6,385	873 6,430
コンタクトレンズ検査料2	・コンタクトレンズ検査料1の施設基準の一部を満たしているが、算定した患者が年間10,000人未満である、自施設交付割合が9割5分未満等のいずれにも該当しない	0 4	0 3	0 4
コンタクトレンズ検査料3	・コンタクトレンズ検査料1の施設基準の一部を満たしていないが、算定した患者が年間10,000人未満である、自施設交付割合が9割5分未満等のいずれかに該当する	4 610	3 585	4 547
小児食物アレルギー負荷検査	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	966 1,011	974 1,071	982 1,134
内服・点滴誘発試験	・当該検査を行うにつき十分な体制 ・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	384 7	379 7	379 6
経頸静脈的肝生検	・放射線科又は消化器内科を標榜している保険医療機関 ・放射線科又は消化器内科の経験を5年以上有する等の条件を満たす常勤医師の配置 等	—	—	148 0
前立腺針生検法（MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの）	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	89 0	132 1	203 1
経気管支凍結生検法	・当該検査を行うにつき必要な医師の配置 等	122 0	141 0	166 0

7 画像診断

名称	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
			令和4年	令和5年	令和6年
画像診断管理加算	- 放射線科を標榜する医療機関 - 画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 - 画像診断を専ら担当する常勤医師により、すべての核医学診断、コンピュータ断層診断について画像情報等の管理等に応じて1～4に区分	1	673 232	676 237	676 247
		2	1,082 0	1,079 0	1,015 0
		3	— —	— —	74 0
		4	51 0	55 0	56 0
遠隔画像診断	(送信側) ・ 離島等に所在する保険医療機関 ・ 画像の撮影及び送受信を行うにつき十分な機器、施設 等 (受信側) ・ 画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・ 遠隔画像診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	送信側	236 212	244 219	242 218
		受信側	126 1	128 1	130 1
ポジトロン断層撮影 (アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く)	- 核医学診断の経験を3年以上有し、かつ、所定の研修を修了した常勤医師が1名以上の配置 - 診断撮影機器ごとのPET製剤の取扱いに関し、専門の知識及び経験を有する専任の診療放射線技師の1名以上の配置		221 39	221 39	225 40
ポジトロン断層撮影 (アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る)	- 核医学診断の経験を3年以上有し、かつ、所定の研修を修了した常勤医師が1名以上の配置 - 関連学会の定めるガイドライン」における「診療用PET薬剤製造施設認証」及び「PET撮像施設認証」を受けている施設 等		—	—	95 15
ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く)	- 核医学診断の経験を3年以上有し、かつ、所定の研修を修了した常勤医師が1名以上の配置 - 診断撮影機器ごとのPET製剤の取扱いに関し、専門の知識及び経験を有する専任の診療放射線技師の1名以上の配置		335 55	337 56	346 59
ポジトロン断層・コンピュータ断層複合撮影(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合に限る)	- 核医学診断の経験を3年以上有し、かつ、所定の研修を修了した常勤医師が1名以上の配置 - 関連学会の定めるガイドライン」における「診療用PET薬剤製造施設認証」及び「PET撮像施設認証」を受けている施設 等		—	—	208 41
CT撮影	当該撮影を行うにつき十分な機器及び設備 等		6,788 5,378	6,674 5,489	5,238 5,946
MRI撮影	当該撮影を行うにつき十分な機器及び設備 等		3,328 1,293	3,205 1,250	1,794 1,044
冠動脈CT撮影加算	- 画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 - 当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等		1,136 13	1,130 14	1,132 14
血流予備量比コンピュータ断層撮影	- 画像診断管理加算2又は3に関する施設基準を満たすこと 200床以上の病院であること 等		129 0	164 0	185 0
外傷全身CT加算	- 画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 - 当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等		(病院数) 174	(病院数) 174	(病院数) 173

心臓MRI撮影加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師の配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	973 11	960 11	965 11
乳房MRI撮影加算	・関係学会より乳癌の専門的な診療が可能として認定された施設である ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	477 0	481 0	482 0
小児鎮静下MRI撮影加算	・小児救急医療を行うにつき十分な体制が整備されている ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	328 0	330 0	335 0
頭部MRI撮影加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師が3名以上配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	160 0	173 0	192 0
全身MRI撮影加算	・画像診断管理加算2又は3に関する施設基準を満たすこと ・関係学会の定める指針に基づいて適切な被ばく線量管理を行っていること 等	103 0	106 0	117 0
肝エラストグラフィ加算	・画像診断を専ら担当する常勤医師が3名以上配置 ・当該撮影を行うにつき十分な機器、施設 等	34 0	37 0	40 0

8 投薬

名称	施設基準の概要	届出医療機関数		
		令和4年	令和5年	令和6年
抗悪性腫瘍剤処方管理加算	・当該処方を行うにつき必要な医師の配置 ・抗悪性腫瘍剤処方管理加算を行うにつき必要な体制が整備されている 等	1,297	1,294	1,289
外来後発医薬品使用体制加算	・後発医薬品の使用を決定する体制が整備された診療所 ・後発医薬品の規格単位数量が割合が一定以上であること 等	10,117	10,687	11,285

9 注射

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		令和4年	令和5年	令和6年
外来化学療法加算	・必要な機器及び十分な専用施設 等 ・専任の常勤医師の有無等に応じて1及び2に区分	1,660 66	1,656 67	1,644 63
		536 303	517 299	496 293
連携充実加算	・外来化学療法加算1に係る届出を行っている ・他の保険医療機関及び保険薬局との連携体制が確保されている 等	888 3	954 4	973 2
無菌製剤処理料	・無菌製剤処理を行うにつき十分な施設 ・無菌製剤処理を行うにつき必要な体制が整備されている 等	(病院数) 2,502	(病院数) 2,503	(病院数) 2,506

10 リハビリテーション

名称	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
			令和4年	令和5年	令和6年
心大血管疾患リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分	(Ⅰ)	1,340 106	1,377 122	1,424 152
		(Ⅱ)	64 78	72 87	71 92
リハビリテーションデータ提出加算	・診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出するために必要な体制が整備されている ・データ提出加算に係る届出を行っていない保険医療機関である		—	—	0 136
脳血管疾患リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)～(Ⅲ)に区分	(Ⅰ)	3,062 93	3,080 100	3,115 104
		(Ⅱ)	1,658 365	1,660 374	1,662 407
		(Ⅲ)	1,195 1,712	1,200 1,701	1,167 1,723
運動器リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)～(Ⅲ)に区分	(Ⅰ)	4,797 1,901	4,809 2,064	4,845 2,263
		(Ⅱ)	892 3,356	890 3,309	874 3,253
		(Ⅲ)	507 856	504 831	478 850
呼吸器リハビリテーション料	・専任の常勤医師の配置 ・常勤の看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の適切な配置 ・リハビリテーションに関する記録を患者ごとに一元管理し従事者が閲覧可能 等 ・配置人員数に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分	(Ⅰ)	3,761 182	3,788 185	3,808 197
		(Ⅱ)	542 173	515 172	518 171
摂食嚥下機能回復体制加算	・摂食嚥下支援チーム（医師又は歯科医師、看護師、言語聴覚士、管理栄養士等）の設置 ・摂食嚥下機能に係る療養の実績、人員配置等により1～3に区分	1	209 1	56 1	50 0
		2	175 2	358 1	390 1
		3	57 0	94 0	94 0
難病患者リハビリテーション料	・専任の常勤医師、専従の従事者 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等		13 68	13 71	13 73
障害児（者）リハビリテーション料	・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等		246 168	250 175	251 182
がん患者リハビリテーション料	・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等		1,935 11	1,953 12	1,937 16

認知症患者リハビリテーション料	・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	232 —	232 —	240 0
リンパ浮腫複合的治療料	・専任の常勤医師、専任の従事者 等 ・必要な施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	138 3	141 4	151 5
集団コミュニケーション療法料	・専任の常勤医師、専従の従事者 等 ・専用施設の保有、必要な器械・器具の具備 等	802 136	782 129	756 142

1 1 精神科専門療法

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		令和4年	令和5年	令和6年
経頭蓋磁気刺激療法	・専門の知識及び5年以上の経験を有し、所定の研修を修了した常勤精神科医師配置 ・認知療法・認知行動療法に習熟した医師の配置 等	42 0	59 0	72 0
児童思春期精神科専門管理加算	・常勤の精神保健指定医及び精神科医師、専任の精神保健福祉士又は臨床心理技術者の配置 ・精神療法を実施した16歳未満の患者数が月平均40人以上で、全体の50%以上であること 等	121 23	119 25	129 22
療養生活環境整備指導加算	・当該指導に専任の精神保健福祉士1名の配置 ・保健師、看護師又は精神保健福祉士が同時に担当する対象患者の数は1人につき30人以下 等	148 119	152 130	— —
療養生活継続支援加算	・当該支援に専任の看護師又は精神保健福祉士1名の配置 ・看護師又は精神保健福祉士が同時に担当する対象患者の数は1人につき80人以下 等	421 268	383 306	565 480
通院・在宅精神療法の注10に規定する児童思春期支援指導加算	・児童思春期の患者に対する精神医療に係る研修を修了した精神科専任の常勤医師1名以上の配置 ・児童思春期の患者に対する当該支援のための専任の保健師等の2名以上かつ2職種以上の配置 等	—	—	53 12
通院・在宅精神療法の注11に規定する早期診療体制充実加算	・常勤の精神保健指定医が1名以上の配置 ・過去6か月間の通院・在宅精神療法の算定回数に占める通院・在宅精神療法の「1」の口等の算定回数の合計の割合が5%以上 等	—	—	185 32
通院・在宅精神療法の注12に規定する情報通信機器を用いた通院精神療法の施設基準	・情報通信機器を用いた診療の届出 ・「情報通信機器を用いた精神療法に係る指針」に沿って診療を行う体制の確保	—	—	47 39
救急患者精神科継続支援料	・専任の常勤医師1名及び専任の常勤精神保健福祉士等1名の配置	57 0	42 0	53 0
認知療法・認知行動療法	・認知療法・認知行動療法に習熟した医師の配置 ・精神保健指定医、地域の精神科救急医療体制の確保に協力等に応じて1～2に区分	1	330 470	331 472
		2	5 1	4 2
精神科作業療法	・精神科医師、作業療法士の配置 ・専用施設の保有 等	(病院数) 1, 396	(病院数) 1, 400	(病院数) 1, 398

精神科ショート・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等 ・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて大規模及び小規模に区分	大規模なもの	601 265	589 264	588 262
		小規模なもの	399 418	410 434	416 432
精神科デイ・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等 ・専従の従事者数、専用施設の広さに応じて大規模及び小規模に区分	大規模なもの	724 315	712 314	712 311
		小規模なもの	382 317	382 321	380 321
精神科ナイト・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等		107 128	107 126	102 125
精神科デイ・ナイト・ケア	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等		304 160	299 159	299 157
抗精神病特定薬剤治療指導管理料 (治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。)	・統合失調症の治療、診断を行うにつき十分な経験を有する医師、薬剤師の配置 ・治療抵抗性統合失調症治療薬を投与している患者に対して、計画的な治療管理を継続して実施 等		536 6	558 7	570 7
重度認知症患者デイ・ケア料	・精神科医師、従事者の配置 ・専用施設の保有 等		191 109	197 106	200 109
精神科在宅患者支援管理料	・精神科の常勤医師、常勤の精神保健福祉士及び作業療法士の配置 ・患者に対して、計画的かつ継続的な医療を提供できる体制の確保 等		104 124	107 125	105 125
医療保護入院等診療料	・常勤精神保健指定医1名以上 ・行動制限最小化に係る委員会の設置 等		1,406 0	1,407 0	1,409 0

1 2 処置

名称	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
			令和4年	令和5年	令和6年
静脈圧迫処置（慢性静脈不全に対するもの）	・ 経験を有し、所定の研修を修了した常勤医師の配置 ・ 静脈疾患の診断に必要な検査機器を備えていること 等		291	363	379
			96	125	137
多血小板血漿処置	・ 形成外科、血管外科又は皮膚科の常勤医師2名以上配置 ・ 常勤の薬剤師又は臨床工学技士配置 等		29	37	41
			0	0	0
硬膜外自家血注入	・ 専門の知識及び1年以上の経験を有する医師を配置 ・ 必要な体制が整備されている 等		216	230	234
			4	6	6
エタノールの局所注入	・ 専門の知識及び5年以上の経験医師を配置 ・ 必要な器械・器具の具備 等	甲状腺	411	407	407
			113	117	122
		副甲状腺	364	359	357
			83	84	88

人工腎臓	- 透析用監視装置の台数 - 透析用監視装置の台数に対する人工腎臓を行う患者の数の割合	慢性維持透析を行った場合 1	2,355	2,367	2,358
		慢性維持透析を行った場合 2	2,189	2,199	2,208
導入期加算 1、導入期加算 2 及び腎代替療法実績加算、導入期加算 3 及び腎代替療法実績加算	当該療法を行うにつき十分な説明を行っている	1	9	9	7
			33	30	26
	- 当該療法を行うにつき十分な説明を行っている - 当該療法を行うにつき必要な実績を有している	2及び腎代替療法実績加算	1,904	1,946	1,896
			1,940	2,011	2,020
	- 当該療法を行うにつき十分な説明を行っている - 腎移植実施施設として、（社）日本臓器移植ネットワークに登録 - 加算 1 又は 2 を算定している施設との連携	3及び腎代替療法実績加算	436	348	383
			147	94	97
透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算	透析治療に用いる装置及び透析液の水質を管理するにつき十分な体制が整備されている		39	81	88
			0	0	0
下肢末梢動脈疾患指導管理加算	- 慢性維持透析を実施している患者全員に対し、療養上必要な指導管理を行っている - 十分な体制が整備されている 等		2,149	2,204	2,208
			2,052	2,098	2,117
ストーマ合併症加算	- 関係学会から示されている指針等に基づいた適切な処置の実施 - 排泄ケア関連領域における適切な研修を修了した常勤の看護師の配置		1,770	1,785	1,790
			1,816	1,865	1,898
心不全に対する遠赤外線温熱療法	- 経験を有する常勤医師 2 名以上配置 - 研修を修了した医師の配置 等		—	—	0
			—	—	0
歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）	事前に適切な計画を策定し、処置が終了した際には担当の多職種が参加するカンファレンスにより短期効果を検討 等		13	12	11
			1	1	1
			63	66	75
			1	3	5

1 3 手術

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
皮膚悪性腫瘍切除術（センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。）	- 当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている - 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	215	219	217
		0	0	0
皮膚移植術（死体）	- 当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている - 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	76	74	72
		0	0	0
自家脂肪注入	- 当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている - 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	28	55	62
		0	0	0
四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術及び骨悪性腫瘍手術の注に掲げる処理骨再建加算	- 当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている - 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	81	84	87
		0	0	0
緊急整復固定加算及び緊急挿入加算	- 整形外科、内科及び麻酔科を標榜している - 緊急手術が可能な体制を有していること 等	417	608	690
		0	0	0
骨悪性腫瘍、類骨骨腫及び四肢軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	- 当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている - 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	—	—	53
		—	—	0

骨移植術（軟骨移植術を含む。）（同種骨移植（非生体）（同種骨移植（特殊なものに限る。）））	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	87 0	90 0	93 0
人工股関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	—	—	136 6
後縦靱帯骨化症手術（前方進入によるもの）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	337 2	346 3	357 5
椎間板内酵素注入療法	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	1,001 38	1,040 51	1,078 61
緊急穿頭血腫除去術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	—	—	430 0
脳血栓回収療法連携加算	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	—	—	15 0
頭蓋骨形成手術（骨移動を伴うものに限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	56 0	56 0	57 0
脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている 等	564 0	564 0	564 0
脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている 等	1,045 22	1,065 30	1,086 33
頭蓋内電極植込術（脳深部電極によるもの（7本以上の電極による場合）に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	11 0	14 0	22 0
仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術（便失禁に対して実施する場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	132 0	136 0	145 0
仙骨神経刺激装置植込術及び仙骨神経刺激装置交換術（過活動膀胱に対して実施する場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	125 0	125 0	132 0
舌下神経電気刺激装置植込術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	8 0	11 0	19 0
角膜移植術（内皮移植加算）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている 等	84 17	88 17	86 16
緑内障手術（緑内障手術（流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	555 841	597 1,001	656 1,166
毛様体光凝固術（眼内内視鏡を用いるものに限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	—	—	38 32
植込型骨導補聴器（直接振動型）植込術、人工内耳植込術、植込型	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	150 0	150 0	156 0
鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	223 0	236 0	245 0
鏡視下喉頭悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	217 0	228 0	233 0

喉頭形成手術（甲状軟骨固定用器具を用いたもの）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	43 1	40 1	46 1
上顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）、下顎骨形成術（骨移動を伴う場合に限る。）（歯科診療以外の診療に係るものに限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	62 0	62 0	63 0
顎関節人工関節全置換術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	8 0	7 0	6 0
内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）、内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	109 0	113 0	117 0
内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	63 0	72 0	80 0
乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（MRIによるもの）	・画像管理加算1，2又は3に関する施設基準を有する ・乳癌の専門的な診療が可能として認定されている 等	96 1	97 1	97 1
乳房切除術（性同一性障害の患者に対して行うものに限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	7 0	7 0	7 0
乳がんセンチネルリンパ節加算	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	1,580 8	1,601 8	1,633 8
乳腺悪性腫瘍手術（乳頭乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳頭乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	334 5	338 5	354 6
乳腺悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	—	—	120 0
胸腔鏡下拡大胸腺摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	98 0	110 0	131 0
胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	165 0	198 0	236 0
胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	165 0	198 0	235 0
気管支バルブ留置術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	—	—	112 0
胸腔鏡下肺切除術（区域切除及び肺葉切除術又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	—	—	220 0
胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除で内視鏡支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	174 0	211 0	256 0
肺悪性腫瘍手術（壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	123 0	122 0	126 0
胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	185 0	222 0	274 0

同種死体肺移植術	・ 肺の移植実施施設として移植関連学会合同委員会に選定されている	10 0	11 0	11 0
生体部分肺移植術	・ 当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・ 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	10 0	10 0	10 0
肺悪性腫瘍及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	・ 当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・ 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	—	—	115 0
胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・ 当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・ 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	92 0	112 0	138 0
縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・ 当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・ 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	54 0	62 0	77 0
内視鏡下筋層切開術	・ 当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・ 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	34 0	34 0	34 0
食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腔腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）	・ 当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・ 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	658 0	693 0	728 0
経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）	・ 当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・ 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	861 0	891 0	914 0
胸腔鏡下弁形成術	・ 当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・ 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	289 0	315 0	336 0
胸腔鏡下弁形成術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・ 当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・ 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	21 0	24 0	31 0
胸腔鏡下弁置換術	・ 当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・ 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	289 0	317 0	339 0
胸腔鏡下弁置換術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・ 当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・ 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	—	—	1 0
経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮的動脈弁置換術）	・ 当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・ 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	207 0	219 0	233 0
経カテーテル弁置換術（経皮的肺動脈弁置換術）	・ 当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・ 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	15 0	25 0	32 0
経皮的僧帽弁クリップ術	・ 当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・ 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	112 0	143 0	165 0
胸腔鏡下心房中隔欠損閉鎖術	・ 当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・ 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	—	—	10 0
不整脈手術左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの）	・ 当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・ 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	143 0	194 0	244 0
不整脈手術左心耳閉鎖術（経カテーテル的手術によるもの）	・ 当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・ 当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	127 0	143 0	190 0

ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている		2,469 280	2,457 287	2,434 287
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 (リードレスペースメーカーの場合)	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		668 3	732 7	802 9
両心室ペースメーカー移植術及び両心室ペースメーカー交換術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な機器 等	心筋電極の場合	181 0	185 0	190 0
		経静脈電極の場合	460 0	464 0	467 0
植込型除細動器移植術、植込型除細動器交換術及び経静脈電極除去術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な機器 等	心筋リードを用いるもの	196 0	199 0	203 0
		経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの、その他のもの	473 0	475 0	476 0
両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な機器 等	心筋電極の場合	195 0	198 0	203 0
		経静脈電極の場合	471 0	473 0	474 0
大動脈バルーンポンピング法(I A B P 法)	・当該検査を行うにつき必要な医師が配置されている		1,568 42	1,567 42	1,560 45
経皮的循環補助法(ポンプカテーテルを用いたもの)	・当該検査を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき関係学会より認定されている 等		216 0	241 0	259 0
補助人工心臓	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な機器 等		139 0	135 0	134 0
小児補助人工心臓	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき関係学会より認定されている 等		11 0	11 0	12 0
植込型補助人工心臓(非拍動流型)	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		43 0	42 0	39 0
同種心移植術	・移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定されている		11 0	11 0	12 0
同種心肺移植術	・移植関係学会合同委員会において、心肺同時移植実施施設として選定されている		3 0	3 0	3 0
骨格筋由来細胞シート心表面移植術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		10 0	11 0	11 0
経皮的下肢動脈形成術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等		259 0	267 0	385 0
腹腔鏡下リンパ節群郭清術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	後腹膜	47 0	50 0	54 0
		膀大動脈	134 0	139 0	148 0

骨盤内悪性腫瘍及び腹腔内軟部腫瘍ラジオ波焼灼療法	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	—	—	156 0
腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	206 0	216 0	221 0
腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	231 0	272 0	352 0
腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	230 0	271 0	348 0
腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	227 0	269 0	348 0
バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	473 0	490 0	499 0
胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている 等	374 0	378 0	375 0
体外衝撃波胆石破碎術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な機器 等	412 0	399 0	395 0
腹腔鏡下肝切除術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	622 0	649 0	650 0
腹腔鏡下胆道閉鎖症手術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	5 0	5 0	6 0
生体部分肝移植術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	72 0	72 0	69 0
同種死体肝移植術	・移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定されている	25 0	24 0	24 0
腹腔鏡下膵腫瘍摘出術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	454 0	473 0	493 0
腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	632 0	652 0	667 0
腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	57 0	57 0	151 0
腹腔鏡下膵中央切除術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	—	—	65 0
腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	84 0	89 0	95 0
腹腔鏡下膵頭部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	34 0	55 0	77 0
同種死体膵移植術、同種死体膵腎移植術	・移植関係学会合同委員会において、膵臓移植実施施設として選定されている	19 0	19 0	19 0

同種死体膵島移植術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	4 0	5 0	4 0
生体部分小腸移植術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	9 0	9 0	7 0
同種死体小腸移植術	・移植関係学会合同委員会において、小腸移植実施施設として選定されている	11 0	11 0	11 0
早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	1,129 0	1,153 0	1,155 0
腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該検査を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている 等	313 0	394 0	485 0
体外衝撃波腎・尿管結石破碎術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な機器 等	810 3	788 3	765 3
腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	—	—	114 0
腹腔鏡下腎盂形成手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	184 0	211 0	239 0
同種死体腎移植術	・腎臓移植実施施設として、（社）日本臓器移植ネットワークに登録されている	128 0	129 0	129 0
生体腎移植術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	176 0	179 0	179 0
膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	566 18	577 17	589 17
腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	211 0	238 0	294 0
腹腔鏡下膀胱尿管逆流手術（膀胱外アプローチ）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	—	—	5 0
尿道狭窄グラフト再建術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	—	—	177 0
精巣温存手術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	—	—	219 0
精巣内精子採取術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	104 70	110 75	113 80
尿道形成手術（前部尿道）（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	5 0	5 0	5 0
尿道下裂形成手術（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	5 0	5 0	5 0

陰茎形成術（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	5 0	5 0	5 0
陰茎全摘術（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	5 0	5 0	5 0
精巣摘出術（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	5 0	5 0	5 0
焦点式高エネルギー超音波療法	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	5 0	5 0	4 0
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	255 0	261 0	263 0
腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	398 0	462 0	538 0
女子外性器悪性腫瘍手術センチネルリンパ節生検加算	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	—	—	11 0
腹腔鏡下腔断端挙上術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	—	—	6 0
会陰形成手術（筋層に及ばないもの）（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	5 0	5 0	5 0
造陰術、腔閉鎖症術（遊離植皮によるもの、腸管形成によるもの、筋皮弁移植によるもの）（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	6 0	6 0	6 0
腹腔鏡下仙骨腔固定術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	274 2	309 3	323 3
子宮全摘術（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	5 0	5 0	5 0
腹腔鏡下腔式子宮全摘術（性同一性障害患者に対して行う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	5 0	5 0	5 0
腹腔鏡下腔式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	207 0	257 0	321 0
腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに対して内視鏡下手術用支援機器を用いる場合）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	127 0	155 0	182 0
腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	150 0	165 0	178 0
子宮付属器腫瘍摘出術（両側）（性同一性障害の患者に対して行う場合に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	5 0	5 0	5 0
無心体双胎焼灼術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	13 0	13 0	13 0
胎児輸血術及び臍帯穿刺	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	53 0	54 0	55 0

体外式膜型人工肺管理料	・救命救急入院料、特定集中治療室管理料、小児特定集中治療室管理料のいずれかを届出 ・専任の臨床工学技士が常時1名以上配置。	273 0	289 0	299 0
医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の休日加算1	・休日、時間外及び深夜の手術に対応するための十分な体制が整備されている ・病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する体制が整備されている 等	344 0	356 0	360 0
医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	3,911 235	3,924 230	3,890 229
医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	178 0	198 0	233 0
医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	206 0	240 0	272 0
周術期栄養管理実施加算	・必要な医師及び管理栄養士の配置 ・総合入院体制加算又は急性期充実体制加算の届出	241 0	286 0	321 0
再製造単回使用医療機器使用加算	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	—	—	60 2
輸血管理料	・必要な医師及び従事者の配置 ・輸血製剤の適正使用 等 ・医師及び従事者の配置等に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分	(Ⅰ) 611 2	608 2	610 2
		(Ⅱ) 1,910 28	1,936 29	1,965 28
コーディネート体制充実加算	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・同種移植のコーディネートを行うにつき十分な体制が整備されている 等	100 0	108 0	117 0
自己クリオプレシピテート作製術（用手法）	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・血液製剤の適正使用 等	91 0	92 0	97 0
同種クリオプレシピテート作製術	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	116 0	124 0	133 0
凍結保存同種組織加算	・当該療養を行うにつき必要な医師が配置されている ・当該療養を行うにつき十分な体制が整備されている 等	9 0	10 0	10 0

1 4 麻酔

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		令和4年	令和5年	令和6年
麻酔管理料	・麻酔管理を行うにつき十分な体制が整備されている 等 ・麻酔科標榜医の配置等に応じて(Ⅰ)及び(Ⅱ)に区分	2,363	2,358	2,356
	(Ⅰ)	501	496	499
	(Ⅱ)	489	490	498
		0	0	0
周術期薬剤管理加算	・周術期の薬学的管理を行うにつき必要な専任の薬剤師が配置されている ・病棟薬剤業務実施加算1に係る届出を行っている 等	236	328	389

1 5 放射線治療

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		令和4年	令和5年	令和6年
放射線治療専任加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	597	610	609
		19	20	19
外来放射線治療加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師及び診療放射線技師が1名以上配置 ・当該治療を行うために必要な機器、施設 等	592	605	605
		19	20	19
遠隔放射線治療計画加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師及び診療放射線技師が配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	10	10	11
		0	0	0
高エネルギー放射線治療	・年間合計100例以上実施 等	694	696	691
		15	15	15
強度変調放射線治療 (IMRT)	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	364	381	397
		13	13	12
画像誘導放射線治療 (IGRT)	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	551	569	573
		17	18	17
定位放射線治療	・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	526	526	526
		17	17	17
粒子線治療	・放射線治療を専ら担当する常勤医師が2名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、十分な機器、施設の保有 等	18	18	19
		7	7	7
粒子線治療適応判定加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師が2名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制 等	18	18	19
		7	7	7
粒子線治療医学管理加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師が2名以上配置 ・当該治療を行うにつき十分な機器 等	18	18	19
		7	7	7

ホウ素中性子捕捉療法	・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき十分な機器 等	0 2	0 2	0 2
ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 ・カンサーボードに係る体制 等	0 2	0 2	0 2
ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 ・当該治療を行うにつき必要な体制、等	0 2	0 2	0 2
画像誘導密封小線源治療加算	・放射線治療を専ら担当する常勤医師又は歯科医師が配置 ・当該治療を行うにつき十分な機器 等	118 0	124 0	130 0

1 6 病理

名称	施設基準の概要		届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
			令和4年	令和5年	令和6年
保険医療機関間の連携による病理診断	(送信側) ・離島等に所在する保険医療機関等 ・病理標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 等	送信側	355 293	401 352	425 444
	(受信側) ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	受信側	140 21	145 23	152 24
保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による術中迅速病理組織標本作製	(送信側) ・離島等に所在する保険医療機関等 ・病理組織標本の作製を行うにつき十分な体制の整備 等	送信側	121 0	124 0	122 0
	(受信側) ・病理診断を担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	受信側	66 0	67 0	69 0
保険医療機関間の連携におけるデジタル病理画像による迅速細胞診	(送信側) ・離島等に所在する保険医療機関等 ・細胞診を行うにつき十分な体制の整備 等	送信側	70 0	69 0	64 0
	(受信側) ・病理診断を担当する常勤医師の配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制を整備した病院 等	受信側	48 0	49 0	49 0
デジタル病理画像による病理診断	・病理診断管理加算又は口腔病理診断管理加算に係る届出を行っている ・デジタル病理診断を行うにつき十分な体制が整備されている		71 5	75 8	80 9
病理診断管理加算	・病理診断を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 ・病理標本作製及び病理診断を行うにつき十分な体制の整備 ・当該療養を行うにつき十分な設備及び機器 ・医師の配置、カンファレンスの実施等に応じて1及び2に区分	1	(病院数) 498	(病院数) 495	(病院数) 491
		2	(病院数) 333	(病院数) 349	(病院数) 359
悪性腫瘍病理組織標本加算	・病理診断を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 ・病理診断を行うにつき十分な体制が整備されている		812 14	825 18	839 21

17 歯科

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		令和4年	令和5年	令和6年
初診料（歯科）の注1に掲げる基準	・十分な院内感染防止対策を講じている ・歯科外来診療の院内感染防止対策に係る研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師が1名以上配置されている ・職員を対象とした院内感染防止対策にかかる標準予防策等の院内研修等を実施している 等	65,295	64,936	64,407
地域歯科診療支援病院歯科初診料	・常勤の歯科医師、看護職員及び歯科衛生士の配置 ・当該歯科医療にかかる紹介率 等	595	599	612
医療DX推進体制整備加算	・オンライン資格確認を行う体制の確保 ・一定割合以上のマイナ保険証の利用率 等	— —	— —	62 14,072
歯科外来診療医療安全対策加算1	・医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師の1名以上の配置 ・歯科医師の複数名の配置又は歯科医師及び歯科衛生士がそれぞれ1名以上の配置 等	—	—	667 35,221
歯科外来診療医療安全対策加算2	・医療安全対策に係る研修を修了した常勤の歯科医師の1名以上の配置 ・歯科医師の複数名の配置又は歯科医師1名及び歯科衛生士若しくは看護職員の1名以上の配置 等	—	—	602
歯科外来診療感染対策加算1	・歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準の届出 ・歯科医師の複数名の配置又は歯科医師の1名以上の配置、かつ歯科衛生士若しくは院内感染防止対策に係る研修を受けた者の1名以上の配置 等	—	—	642 36,760
歯科外来診療感染対策加算2	・歯科点数表の初診料の注1に係る施設基準の届出 ・歯科医師の複数名の配置又は歯科医師及び歯科衛生士それぞれ1名以上の配置	—	—	69 1,757
歯科外来診療感染対策加算3	・歯科医師の複数名配置又は歯科医師1名以上配置、かつ歯科衛生士若しくは看護職員1名以上の配置 ・院内感染管理者の配置 等	—	—	465
歯科外来診療感染対策加算4	・歯科医師の複数名配置又は歯科医師1名以上配置、かつ歯科衛生士若しくは看護職員1名以上の配置 ・新型インフルエンザ等感染症等の患者又はそれらの疑似患者に対して歯科外来診療が可能な体制 等	—	—	282
初診料（歯科）の注16及び再診料（歯科）の注12に掲げる基準	・対面診療を提供できる体制及び対面診療の提供が困難な場合における他の保険医療機関との連携体制 ・厚生労働省「歯科におけるオンライン診療の適切な実施に関する指針」に沿って診療を行う体制	—	—	4 553
歯科外来診療環境体制加算	・歯科外来診療における医療安全対策に係る研修を受けた常勤歯科医師の配置 ・歯科衛生士の配置、緊急時の対応を行うにつき必要な体制の整備 等	1	33,016	34,075
		2	577	584
歯科診療特別対応連携加算	・著しく歯科治療が困難な患者にとって安心して安全な歯科医療の提供を行うにつき十分な機器等を有している ・医科診療を担当する他の保険医療機関（病院に限る。）との連携体制が整備されている 等	740	790	875
歯科疾患管理料の注11の総合医療管理加算・歯科治療時医療管理料	・当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師、歯科衛生士等により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理できる体制が整備されている ・当該患者の全身状態の管理を行うにつき十分な装置・器具を有している 等	23,492	24,133	25,439
医療機器安全管理料	・生命維持装置等の医療機器管理等を行う常勤臨床工学技士を1名以上配置 ・放射線治療を専ら担当する常勤医師が1名以上配置 等	223	224	235

在宅療養支援歯科診療所	・高齢者の口腔機能管理に係る研修を受けた常勤の歯科医師が1名以上配置 ・当該地域において、在宅療養を担う保険医、介護・福祉関係者等との連携体制が整備 等	1	1,800	1,942	2,154
		2	6,926	6,875	6,888
在宅療養支援歯科病院	・過去1年間に歯科訪問診療1、歯科訪問診療2又は歯科訪問診療料3を合計18回以上の算定 ・高齢者の心身の特性等に係る適切な研修を修了した常勤の歯科医師の1名以上の配置 等		—	—	22
小児口腔機能管理用の注3に規定する口腔管理体制強化加算 旧：かかりつけ歯科医機能強化型歯科診療所	・歯科医師の複数名配置又は歯科医師及び歯科衛生士をそれぞれ1名以上配置 ・在宅療養を担う保険医等との連携体制の整備、緊急時の対応を行うにつき必要な体制の整備 等		11,795	12,736	14,498
在宅患者歯科治療時医療管理料	・当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師、歯科衛生士等により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理できる体制が整備されている ・歯科衛生士又は看護師の配置 等		8,735	9,141	9,983
歯科訪問診療料に係る地域医療連携体制加算	・地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出をした病院等と連携している診療所 ・緊急時の連携体制の確保 等		7,055	6,883	6,688
歯科訪問診療料の注15に規定する基準	・直近1か月の歯科診療のうち、歯科訪問診療を提供した患者数の割合が9割5分未満		40,361	40,651	41,210
在宅歯科医療推進加算	・歯科訪問診療の月平均延べ患者数が5人以上であり、そのうち6割以上が歯科訪問診療1を算定 等		2,145	2,191	2,284
在宅歯科医療情報連携加算	・在宅での療養を行っている患者の診療情報等の他の保険医療機関等とのICTを用いた共有等 ・患者の診療情報等を共有している連携機関（特別の関係にあるものを除く）数が5以上 等		—	—	2249
口腔細菌定量検査	・当該療養を行うにつき、十分な経験を有する歯科医師が1名以上配置されていること。 ・当該保険医療機関内に口腔細菌定量分析装置を備えていること。		149	489	908
有床義歯咀嚼機能検査1のイ	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている ・当該検査を行うにつき十分な機器を有している		605	611	644
有床義歯咀嚼機能検査1のロ及び咀嚼能力検査	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている ・当該検査を行うにつき十分な機器を有している		5,933	6,568	8,100
有床義歯咀嚼機能検査2のイ	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている ・当該検査を行うにつき十分な機器を有している		202	210	153
有床義歯咀嚼機能検査2のロ及び咬合圧検査	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている ・当該検査を行うにつき十分な機器を有している		799	1,012	2,346
精密触覚機能検査	・当該検査に係る研修を受けた歯科医師の配置 ・当該検査を行うにつき十分な機器を有している		342	383	452
睡眠時歯科筋電図検査	・当該検査を行うにつき十分な体制が整備されている ・当該検査を行うにつき十分な機器を有している		485	576	663
う蝕歯無痛的高洞形成加算	・当該療養を行うにつき十分な機器及び施設 等		4,987	5,255	5,584

歯科画像診断管理加算	・地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出を行った歯科医療機関 ・画像診断を専ら担当する常勤歯科医師の配置	1	28	28	28
	・画像診断を専ら担当する常勤歯科医師により、すべての歯科用3次元エックス線断層撮影について画像情報等の管理等に応じて1及び2に区分	2	26	26	27
口腔粘膜処置	・当該処置を行うにつき十分な体制が整備されている ・当該処置を行うにつき十分な機器を有している		16,381	16,882	17,513
口腔粘膜血管腫凝固術	・当該手術を行うにつき十分な体制が整備されている ・当該手術を行うにつき十分な機器を有している		444	493	547
レーザー機器加算	・当該手術を行うにつき十分な体制が整備されている ・当該手術を行うにつき十分な機器を有している		15,224	15,728	16,344
手術用顕微鏡加算	・専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師を1名以上配置 ・当該処置を行うにつき必要な機器の設置		7,142	8,250	9,312
CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー	・専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上配置 ・保険医療機関内に歯科技工士を配置 等		57,726	58,317	58,926
手術時歯根面レーザー応用加算	・当該療養を行うにつき十分な機器及び施設 等		3,836	4,126	4,452
歯科技工加算 1 及び 2	・常勤の歯科技工士を配置している ・歯科技工室及び歯科技工に必要な機器を整備している 等		6,699	6,584	6,600
歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算	・保険医療機関内における歯科技工士の配置又は他の歯科技工所との連携		—	—	323 15,027
歯科技工士連携加算 2	・保険医療機関内における歯科技工士の配置又は他の歯科技工所との連携 ・ガイドラインに準拠した体制での保険医療機関内の歯科技工士等との情報通信機器を用いた連携		—	—	83 12,752
光学印象	・歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が1名以上の配置 ・保険医療機関内での光学印象に必要な機器の保有		—	—	57 9,381
歯科麻酔管理料	・常勤の麻酔に従事する歯科医師が配置されている ・麻酔管理を行うにつき十分な体制が整備されている 等		151	152	153
歯周組織再生誘導手術	・歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が1名以上配置		8,056	8,143	8,329
広範囲顎骨支持型装置埋入手術	・歯科又は歯科口腔外科を担当する歯科医師として相当の経験を有する歯科医師が2名以上配置 ・当該療養を行うにつき十分な体制 等		317	318	327
顎関節人工関節全置換術（歯科）	・緊急事態に対応するための体制その他療養を行うにつき必要な体制が整備されている ・当該医療機関内に当該療養を行うにつき必要な歯科医師及び看護師が配置されている 等		38	47	48
頭頸部悪性腫瘍光線力学療法（歯科）	・関係学会により教育研修施設として認定された施設 ・頭頸部癌の治療について5年以上の経験を有し、所定の研修を修了している常勤の医師の1名以上の配置		—	—	30 0
歯根端切除手術の注 3	・専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師を1名以上配置 ・当該手術を行うにつき必要な機器の設置		6,546	7,571	8,566
クラウン・ブリッジ維持管理料	・クラウン・ブリッジの維持管理を行うにあたって、必要な体制が整備されている		68,656	68,037	67,244

歯科矯正診断料	・ 歯科矯正治療の経験を5年以上有する専任の歯科医師が1名以上勤務している ・ 十分な専用施設 等	1,744	1,763	1,967
顎口腔機能診断料	・ 障害者総合支援法に基づく都道府県知事の指定 ・ 十分な専用施設 等	1,044	1,061	1,066

18 調剤

名称	施設基準の概要		届出薬局数		
			令和4年	令和5年	令和6年
調剤基本料1	・ 調剤基本料2、3-イ、3-ロ、3-ハ、特別調剤基本料以外（医療資源の少ない地域にある薬局は除く）		42,582	41,892	40,387
調剤基本料2	・ 次のいずれかに該当 ① 処方箋受付回数月4,000回超かつ処方箋集中度70%超 ② 処方箋受付回数月2,000回超かつ処方箋集中度85%超 ③ 処方箋受付回数月1,800回超かつ処方箋集中度95%超 ④ 特定の医療機関からの処方箋受付回数の合計が月4,000回超		1,393	1,443	1,916
調剤基本料3	・ 同一グループ薬局による処方箋受付回数が月3万5千回超4万回以下であり、同一グループの保険薬局の数が300未満の場合において、次のいずれかに該当 ① 処方箋集中度95%超 ② 医療機関との間で不動産の賃貸借取引がある	イ	2,837	2,752	2,668
	・ 同一グループ薬局による処方箋受付回数が月4万回超40万回以下であり、同一グループの保険薬局の数が300未満の場合において、次のいずれかに該当 ① 処方箋集中度85%超 ② 医療機関との間で不動産の賃貸借取引がある	ロ	3,820	3,838	4,114
	・ 同一グループ薬局による処方箋受付回数が月40万回超える又は同一グループの保険薬局の数が300以上であって、処方箋集中度が85%以下である場合	ハ	9,125	10,143	11,487
特別調剤基本料A	・ 保険医療機関と不動産取引等その他の特別な関係を有している。 ・ 特別な関係を有する保険医療機関の処方箋集中度が50%を超えている 等		—	—	635
調剤基本料1（注1のただし書に該当する場合）	・ 医療を提供しているが医療資源の少ない地域（施設基準告示別表第六の二）に所在 ・ 当該地域が中学校区内の医療機関数が10以下で許可病床数200床以上の病院がない ・ 処方箋受付回数が1月に2,500回以下 等		185	192	224

地域支援体制加算	・地域医療に貢献する体制を有することを示す実績を有する ・24時間調剤、在宅対応体制が整備されている ・在宅療養を担う医療機関、訪問看護ステーションとの連携体制が整備されている 等 ・算定する調剤基本料、かかりつけ薬剤師指導料等の算定実績等により1～4に区分	1	10,027	6,993	7,025
		2	11,701	10,915	10,522
		3	945	3,743	4,190
		4	454	1,865	2,745
連携強化加算	・他の保険薬局等との連携に係る体制が整備されている ・災害や新興感染症の発生時等に、都道府県等から医薬品の供給等について協力の要請があった場合には、地域の関係機関と連携し、必要な対応を行う 等		5,619	13,094	41,190
後発医薬品調剤体制加算	・当該保険薬局において調剤した薬剤の規格単位数量に占める後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を合算した規格単位数量の割合に応じて1～3に区分 ・後発医薬品の調剤を積極的に行っている旨、後発医薬品調剤体制加算を算定している旨を当該保険薬局の見えやすい場所に掲示 等	1	12,530	10,617	7,887
		2	20,332	20,166	19,348
		3	12,165	17,093	23,979
無菌製剤処理加算	・2名以上の保険薬剤師がいる ・無菌製剤処理を行うための無菌室、クリーンベンチ又は安全キャビネットを備えている 等		4,474	5,231	6,572
在宅薬学総合体制加算 (旧：在宅患者調剤加算)	・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行っている ・在宅業務に対応できる体制が整備されている 等	1	22,424	24,050	23,275
		2			4,081
医療DX推進体制整備加算	・オンライン資格確認を行う体制の確保 ・一定割合以上のマイナ保険証の利用率 等		—	—	48,372
特定薬剤管理指導加算2	・保険薬剤師として5年以上の薬局勤務経験を有する薬剤師が勤務している ・麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことができる体制が整備されている ・保険医療機関が実施する抗悪性腫瘍剤の化学療法に係る研修会に年1回以上参加している 等		7,942	8,274	8,660
かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料	・以下の要件を全て満たす保険薬剤師が配置されている ①保険薬剤師として3年以上の薬局勤務経験、当該保険薬局に週32時間以上勤務、1年以上在籍 ②薬剤師認定制度認証機構が認証している研修認定制度等の研修認定を取得 ③医療に係る地域活動の取組に参画		35,382	36,664	38,153
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	・麻薬小売業者の免許を取得し、必要な指導を行うことができる ・高度管理医療機器の販売業の許可を受けている		5,223	5,848	7,867
在宅中心静脈栄養法加算	・高度管理医療機器の販売業の許可を受けている又は管理医用機器の販売業の届出を行っている		7,261	7,943	11,836
在宅患者訪問薬剤管理指導料	・在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものに対して、名称、所在地、開設者の氏名及び在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出を行っている		54,875	55,791	56,774

1 9 その他

名称	施設基準の概要	届出医療機関数 (上段：病院数／下段：診療所数)		
		令和４年	令和５年	令和６年
入院時食事療養（Ⅰ）	・管理栄養士又は栄養士により行われている ・「厚生労働大臣が定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法」に規定する基準に該当する保険医療機関でない 等	7,979 1,169	7,952 1,125	7,761 1,048